

○厚生省告示第百九号  
 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第七条第一項の規定に基づき、食品、添加物の規格基準(昭和三十四年十二月厚生省告示第三百七十号)の一部を次のように改正し、昭和四十三年十月一日から適用する。

昭和四十三年三月三十日

厚生大臣 園田 直

第一 食品の一部(香辛料)の○、メチルメチルに次のように加える。

○ 果実および野菜

1 果実および野菜の成分規格  
 次の表の第1欄に掲げる果実および野菜は、同表第2欄に掲げる物をそれぞれ同表第3欄に定める限をこえて含有するものであつてはならない。

第1欄	第2欄	第3欄
きんちり、とろろ、きんちり、とろろ、きんちり、とろろ	γ-BHC (ガンマ-1,2,3,4,5,6-ヘキサクロルシクロヘキサン)	0.5ppm
きんちり、とろろ、きんちり、とろろ	DDT (ジクロルジフェニルトリクロルエタン)	0.5ppm(りんごにあつては、1.0ppm)
きんちり、とろろ、きんちり、とろろ	第1欄に掲げる化合物	pbとして1.0ppm(りんごにあつては、3.0ppm)
きんちり、とろろ、きんちり、とろろ	パラチオリン (ジエチルパラチオリン)	0.3ppm
きんちり、とろろ、きんちり、とろろ	ニルチオリン(ジエチルニルチオリン)	As <sub>2</sub> O <sub>3</sub> として1.0ppm (りんごにあつては、3.5ppm)
きんちり、とろろ、きんちり、とろろ	ヒ素およびその化合物	

図 1 昭和43年3月30日付け厚生省告示第109号